

第一号議案

教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について
教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する等の規則を次のように定める。
令和四年六月二十三日提出

大分県教育委員会教育長 岡 本 天 津 男

教育職員免許状の更新等に関する規則を廃止する等の規則

(教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止)

第一条 教育職員免許状の更新等に関する規則(平成二十一年大分県教育委員会規則第五号)は、廃止する。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第二条 教育職員免許状に関する規則(昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号イの免許法施行規則附則第三十八項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表の見出し及び免許法施行規則附則第三十八項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合の表の見出し中「附則第三十八項」を「附則第三十五項」に改める。

第二十一条第三号中「改正法施行規則」を「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(昭和三十六年文部省令第十八号)」に改める。

第二十二条中「教育職員免許法第十六条の二」を「免許法第十六条第一項」に改める。

第三十四条第一項中「、第三項及び第四項」を「及び第三項」に改める。

第十号様式の三中「有効期間の満了の日 年 月 日」を削る。

附 則

この規則は、令和四年七月一日から施行する。

提案理由

教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の一部改正等により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等を行う必要があるので提案する。

○教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条（単位数）（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 高等学校教諭の免許状</p> <p>イ 臨時免許状を有する者が一種免許状の授与を受ける場合</p> <p>（免許法施行規則第十四条の場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第十二条の場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（二十九年改正法附則第八項の適用を受ける場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第三十五項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第三十五項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>（表略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条の二～第二十条（略）</p> <p>（改正法附則第六項の規定により技術の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第二十一条 改正法附則第六項の規定により技術の教科について、中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（昭和三十六年文部省令第十八号）附則第十一項に規定する技術の教科に関する講習の修了証明書</p> <p>四（略）</p> <p>第二十一条の二・第二十一条の三（略）</p> <p>（教員資格認定試験合格証書取得者の免許状授与の申請）</p> <p>第二十二条 免許法第十六条第一項の規定により教員資格認定試験の合格証書を取得した者で各相当免許状の授与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>第一条～第三条（略）</p> <p>第四条（単位数）（略）</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 高等学校教諭の免許状</p> <p>イ 臨時免許状を有する者が一種免許状の授与を受ける場合</p> <p>（免許法施行規則第十四条の場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第十二条の場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（二十九年改正法附則第八項の適用を受ける場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第三十八項の適用を受け、修業年限三年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>（表略）</p> <p>（免許法施行規則第三十八項の適用を受け、修業年限二年の看護師養成施設を卒業し、看護師の免許を有する場合）</p> <p>（表略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第四条の二～第二十条（略）</p> <p>（改正法附則第六項の規定により技術の免許状の授与を受ける場合）</p> <p>第二十一条 改正法附則第六項の規定により技術の教科について、中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 改正法施行規則</p> <p>則第十一項に規定する技術の教科に関する講習の修了証明書</p> <p>四（略）</p> <p>第二十一条の二・第二十一条の三（略）</p> <p>（教員資格認定試験合格証書取得者の免許状授与の申請）</p> <p>第二十二条 教育職員免許法第十六条の二の規定により教員資格認定試験の合格証書を取得した者で各相当免許状の授与を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。</p> <p>一～三（略）</p>

第二十三条～第三十三条 (略)

(身体に関する証明書)

第三十四条 免許法第六条第一項及び第三項に規定する身体の検定は、身体に関する証明書に掲げる項目について医師が作成した身体検査書により行うものとする。

第三十五条・第三十六条 (略)

第一号様式～第十号様式の二 (略)

第十号様式の三 (第三十条関係)

(小学校) (中学校) (高等学校) (特別支援学校) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

(旧姓)

(通称名)

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)(小学校)(中学校)(高等学校)(特別支援学校) 教諭特別免許状を授与する。

(記)

年 月 日

大分県教育委員会 印

(番号)

授与条件

第十一号様式～第十九号様式 (略)

第二十三条～第三十三条 (略)

(身体に関する証明書)

第三十四条 免許法第六条第一項、第三項及び第四項に規定する身体の検定は、身体に関する証明書に掲げる項目について医師が作成した身体検査書により行うものとする。

第三十五条・第三十六条 (略)

第一号様式～第十号様式の二 (略)

第十号様式の三 (第三十条関係)

(小学校) (中学校) (高等学校) (特別支援学校) 教諭特別免許状

本籍地

氏名

(旧姓)

(通称名)

年 月 日生

右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科について)(小学校)(中学校)(高等学校)(特別支援学校) 教諭特別免許状を授与する。

(記)

年 月 日

大分県教育委員会 印

(番号)

授与条件

有効期間の満了の日 年 月 日

第十一号様式～第十九号様式 (略)

教育職員免許状の更新等に関する規則の廃止等について（概要）

1 廃止等を要する教育委員会規則

- ① 廃止 教育職員免許状の更新等に関する規則（平成21年大分県教育委員会規則第5号。以下「更新規則」という。）
- ② 一部改正 教育職員免許状に関する規則（昭和37年大分県教育委員会規則第5号。以下「免許規則」という。）

2 規則の概要

(1) 更新規則の概要

教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「法施行規則」という。）、免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）等の法令の規定に基づき、免許管理者である大分県教育委員会が行う教育職員免許状（以下「免許状」という。）の更新等に関して、定める必要のある事項について規定したもの

(2) 免許規則の概要

免許法、法施行規則及び教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）等の法令の規定に基づき、大分県教育委員会が授与する免許状に関して、申請方法等を規定したもの

3 廃止等の理由

(1) 教員免許更新制の発展的解消

ア 教員免許更新制（以下「更新制」という。）について

導入	平成21年4月1日から
目的	その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指す。
概要	<p>【新免許状（H21.4以降に取得した免許状）】 10年の有効期間が付され、所定の期間内に合計30時間の講習を修了し、更新を行う。※更新をしなければ「失効」する。</p> <p>【旧免許状（H21.3までに取得した免許状）】 35歳、45歳、55歳（S60.4.2以降生まれの者は例外）の年度末までの所定の期間内に更新講習を受け修了確認を受ける（以降は、その10年後。）。 ※現職教員が修了確認を受けなければ免許は「失効」する。</p>

イ 発展的解消

【中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の在り方特別部会の提言】

10年に1度の講習は、常に最新の知識を学び続けていくことと整合的でない 等



現行の更新制を発展的に解消し、「新たな教師の学びの姿」を実現し、教師の専門職性の高度化を進めていくべき【「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて】



法改正

(2) 法改正の概要

ア 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。令和4年5月18日公布、令和4年7月1日施行）

【教育公務員特例法の一部改正】※令和5年4月1日施行

- ・ 任命権者等による研修等に関する記録の作成等に関する規定の整備 等

【免許法の一部改正】

- ・ 現行の更新制に関する規定の削除
- ・ 経過措置（施行の際、現に有効な免許状であり、改正前の規定により有効期間が定められた普通免許状及び特別免許状は、施行日以降は有効期間の定めがないものとなる。）等

イ 法施行規則の一部改正（令和4年6月21日公布、令和4年7月1日施行）

- ・ 更新制解消に伴う関係規定の整備（普通免許状中の「有効期間の満了の日」を削除）等

(3) 更新制の発展的解消後について

ア 免許状の取扱い

令和4年7月1日現在有効な免許状	施行日以降は、講習の受講及び手続不要
令和4年6月30日までに失効した免許状	再授与の申請が必要
令和4年6月30日までに休眠となった免許状（休眠は「旧免許状」のみ）	施行日以降は、特段の手続なく有効となる

※ 休眠とは・・・旧免許状所持者のうち、修了確認期限において更新講習を受講する必要がある現職教員ではなかったため、免許の効力が一時的に停止した状態

イ 教員の質の確保

【教育公務員特例法の一部改正】※令和5年4月1日施行

- ・ 研修受講履歴の管理及び受講履歴を活用した資質向上に関する指導助言を行う等
- ・ 教師の資質向上に関する指針等（国が今夏策定予定）に基づき、県の教員育成指標や教員研修計画の改定を検討

4 廃止等の内容

(1) 更新規則の廃止

令和4年7月1日以降、更新等手続をとることがなくなるため、本規則は廃止する。

(2) 免許規則の一部改正

ア 条ずれの整備（第4条第1項第4号、第22条及び第34条関係）

免許法及び法施行規則の改正により生じた条ずれ等を整備するもの。

イ 特別免許状の様式改正（第10号様式の3関係）

施行日以降に授与される普通免許状は有効期間の定めがないものとなるため、本県が授与する特別免許状においても、当該部分の規定を削除するよう改めるもの。

ウ その他規定の整備（第21条関係）

根拠となる省令の表記を整備するもの。

5 施行期日

令和4年7月1日（※改正法及び法施行規則の施行日）